

平成27年7月6日

施工体制台帳の作成及び下請契約の適正化について

契約検査課

■ 施工体制台帳の作成等について

「建設業法の一部を改正する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、公共工事については、下請契約の金額にかかわらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、施工体制台帳の写しを発注者に提出するとともに、施工体系図を「工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所」に掲示することを義務付けています。

また、「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」及び「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」の制定に伴い、施工体制台帳及び再下請通知の記載事項に外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況が追加されています。

つきましては、本市においても、平成27年4月1日から施行となりますので、お知らせします。

■ 下請契約の適正化等について

本市から受注した建設工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合は、次の事項に十分留意してください。

1 地元業者の活用

下請施工をさせるにあたっては、本市内の地元業者を最優先するよう配慮してください。

2 適正な下請契約の締結

- (1) 建設工事標準下請契約約款その他これに準ずる書面により、工事内容・請負代金額等を明記して下請契約を締結してください。
- (2) 適切な下請代金額により契約を締結してください。不当に低い下請代金額、指値発注による不適切な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き等の下請負人へのしわ寄せは行わないでください。

3 一括下請負の禁止等

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、一括下請負が全面的に禁止されています。

(2) 重層下請は、様々な弊害（工事の質の低下、下請業者の労働者の労働条件の悪化など）を有するので、避けてください。

4 建設労働者の雇用条件等の改善

元請業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、下請業者が行わなければならない必要な事項について、指導・助言その他の援助を行ってください。

5 建設業退職金共済制度の推進

元請業者・下請業者等も含めて、原則として本制度に加入するとともに、本制度の更なる普及促進を徹底してください。

適正な労働環境を確保することにより、事業（工事）の質の向上に向けて、みなさまのご協力をお願いします。